松保護士の皆様への重要なお知らせ

1. 資格失効者における再登録要件の緩和について

平成26年度に実施した松保護士認定委員会(第1回:平成26年5月9日、第2回:9月9日開催)において、登録更新制度の一部見直しを行い、下記のとおり、資格失効者における再登録要件の緩和(変更)を行いました(表1参照)。

表 1 資格失効者における再登録のルール

変更前	変更後
登録失効後の1年以内に更新に必要な講習会(更新	登録失効後4年以内(次回更新時まで)に更新に必
講習会、松枯れ防除実践講座)を受講し、更新手続	要な講習会(更新講習会、松枯れ防除実践講座)を
を行った場合には、その再登録を認めるものとす	受講し、更新手続を行った場合には、その再登録を
る。	認めるものとする。

★これにより、更新に必要な講習会を受講できず、資格失効後1年以上が経過した者(2年~4年経過した者)も再登録することが可能となりました。ただし、更新後に有効となる期限は、資格取得時から5年単位となりますので、更新の時期が遅れるほど有効期間も短くなります(下図参照)。

例えば、第 3 期(登録番号: 156-1~198-1)・第 8 期(登録番号: 382~424)の方に場合は、今年度中の更新を行わなかった方は、平成 28 年 3 月 31 日付けで松保護士資格は失効しますが、今年度以降、**図 1** に示すように、平成 28~31 年度中に更新講習会を受講し、更新手続きを行なった場合は、再登録が可能です。

仮に、**図1** に示すように、平成 29 年度に更新講習会を受講し更新登録を行った場合は、次回の更新までの期間は3年となります。失効後、再登録を行う年度と有効期間の関係は**表2** をご確認ください。なお、失効中は松保護士名簿から削除され、松保護士を名乗ることはできませんので注意してください。

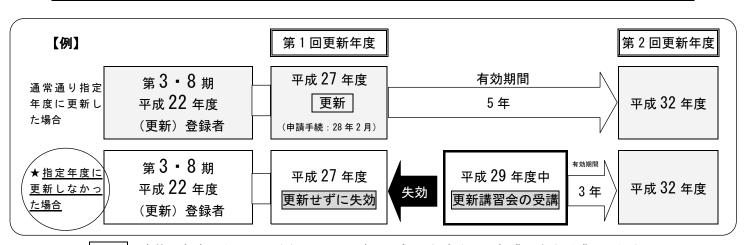


図1 資格失効者における再登録のイメージ(平成29年度中に更新講習会を受講した場合)

|表2│ 松保護士取得者における更新失効者の更新 (再登録) 年度と登録有効期間の関係 (第3・8期の場合)

資格失効後の 更新(再登録)年度	次回更新まで の期間	次回更新年度 (指定年度)
平成 28 年度中	4年	
平成 29 年度中	3 年	亚子 20 左连出
平成 30 年度中	2年	平成32年度中
平成 31 年度中	1年	

2. 松保護士更新講習会における受講料の見直しについて

平成 26 年度より、松保護士更新講習会の受講料 (20,000 円) の中に、登録更新料と『松保護士証(携帯用カード型)』の発行費用を含めました (表3参照)。

表 3 松保護士更新講習会受講料の見直し(平成 26 年度以降)

変更前	変更後
・松保護士更新講習会の受講料 20,000 円のほか、 更新時(平成 27 年 2 月中)に、更新料(3,000 円) と松保護士証発行費用(3,000 円)が必要でした(合計 26,000 円)。 ・松保護士証(携帯用カード)の作成は希望者のみ としていた。	・松保護士更新講習会の受講料 20,000 円の中に、 更新料 (3,000 円) と松保護士証発行費用 (3,000 円) を含めることとした。 ・平成 26 年度からの松保護士登録者及び松保護 士更新登録者については、『松保護士証(携帯用 カード型)』の携帯を義務付けることとした。

3. 『松保護士証(携帯用カード型)』の携帯の義務付けについて

平成26年度より、松保護士更新講習会受講料に『松保護士証(携帯用カード型)』の発行費用を含めたことにより、平成26年度からの松保護士登録者及び松保護士更新登録者については、『松保護士証(携帯用カード型)』の携帯を義務付けることとしました(表4参照)。

表 4 『松保護士証 (携帯用カード型)』の作成・携帯の義務付け(平成 26 年度以降)

変更前	変更後
・『松保護士証』の作成は希望士のみとしていた。	・平成26年度からの松保護士登録者及び松保護
	士更新登録者については、『松保護士証(携帯用
	カード型)』の携帯を義務付けることとした。



↑平成26年度からデザインを一新しております!